２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する税関長が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該登録申請者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、法第十六条第三項に規定する財務省令で定める書類は、第一項第一号ロからニまで及び第二号に掲げるものとする。

（準用）

第十五条　［略］

［略］	［略］	［略］
第九条	法第九条	法第十七条において準用する法第九条
別紙様式第七号	別紙様式第十八号	
財務局長又は福岡財務支局長	税関長	
法第五条第二項第一号から第三号まで	法第十六条第二項第一号から第三号まで	
第九条の二	法第九条第一項第二号	法第十七条において準用する法第九条第一項第二号
［略］	［略］	［略］

（添付書類の省略）

第十五条の二　塩特定販売業者が法第十七条において準用する法第八条第三項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち住民票の抄本については、税関長が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から登録申請者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、前条において準用する第八条第一項第一号の規定にかかわらず、添付することを要しない。

２　塩特定販売業者が法第十七条において準用する法第九条の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち住民票の抄本については、税関長が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から登録申請者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、前条において準用する第九条後段の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（特殊用塩特定販売業の届出）

第十六条　法第十八条第一項の規定による届出をしようとする者（以下この項において「届出者」という。）は、別紙様式第二十号による届出書に次に掲げる書類を添付して、その者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長に提出しなければならない。ただし、税関長が住民基本台帳法

２　［同上］

［項を加える。］

（準用）

第十五条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第九条	法第九条	法第十七条において準用する法第九条
別紙様式第七号	別紙様式第十八号	
財務局長又は福岡財務支財務局長	税関長	
法第五条第二項第一号から第三号まで	法第十六条第二項第一号から第三号まで	
［新設］	［新設］	［新設］
［同上］	［同上］	［同上］

［条を加える。］

［項を加える。］

（特殊用塩特定販売業の届出）

第十六条　法第十八条第一項の規定による届出をしようとする者（以下この項において「届出者」という。）は、別紙様式第二十号による届出書に次に掲げる書類を添付して、その者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長に提出しなければならない。